

教 職 第 6 9 3 号  
令和4年(2022年)7月11日

各道立学校長 様

教 育 部 長

感染拡大防止に向けた再点検等について (通知)

7月8日に開催された北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第116回本部会議において、新規感染者数が札幌市を含め道央圏を中心に増加に転じた状況となっており、地域のイベント再開など社会経済活動の回復が本格化する中、感染の急拡大を防いでいくため、「普段から」、「飲食の場面」、「感染に不安を感じる時」の3つの行動について、これまで以上に注意し、日常生活で実践していただくよう、引き続き、道民の皆様呼びかけていくこととされたところです。

今月下旬からの夏休みや来月にはお盆休みを迎えることから、こうした取組や別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」の徹底について、改めて所属職員へ周知するとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種については、夏季休業期間等を活用し、希望する教職員の追加接種が可能な限り進むよう、特段のご配慮をお願いします。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係

## 職員の感染防止・拡大防止対策

### 1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

### 2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。

## 感染拡大防止 ③つの行動

**① 普段から、**三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。

**② 飲食では、**短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話のときは、マスクを着用しましょう。

**③ 感染に不安**を感じるときは、ワクチン接種の有無に関わらず、検査を受けましょう。（無症状の方に限ります。）

## 新型コロナワクチン ③回目接種

発症予防効果などが回復します。接種を検討しましょう。また、高齢者や重症化リスクのある方は、4回目接種を検討しましょう。